

販売店会員各位

「コンプライアンス」の徹底について

法的及び社会的規範を遵守した、エナジック販売店会員として活動していただく為、法律で定められた下記「特商法」「薬機法」及び「エナジック販売店規約」に記載されている、不適切な行為を起こさないように厳守して下さい。

尚、一人でも違反行為が発覚し行政指導が発令されると、処分処罰対象となり該当違反者だけでなく会社の営業活動が停止され、全販売店に影響を与えます。

傘下販売店様へのご指導と併せ、皆様がコンプライアンスを理解遵守して活動して頂くことをお願い申し上げます。

特商法（特定商取引に関する法律）

1、勧誘に先立ち氏名等を明示することが義務付けられています。

* 3大告知義務として、「会社名」「商品種類」「特定負担を伴う取引きについて勧誘する旨を」を相手に伝えます。

* 相手の承諾を得てから説明会への案内や上位者を紹介してください。

* 「すごい仕事の話がある」などといきなり、相手をビジネス説明会に連れて行くことは「氏名等 明示義務」の違反になります。

* 「お茶でも飲みませんか」「食事でもいかがですか」と言って会う約束をして、突然に会場にお連れしたり、上位者に合わせることも違反になります。面談する前に必ず「3大告知義務」を果たしてから相手の承諾を得てください。

2、契約するまでに、概要書面の内容を説明して書面は必ず渡してください。

* 商品やビジネスについて、口頭で十分説明して相手が解ったと言っても、概要書面を渡さないと、書面交付義務違反となります。

「概要書面をしっかりと読んでから登録してください」

↓
「読んでいただきましたか？それでは登録をお願いします」

* 登録後、契約書の控えは必ず相手に渡してください。

3、解約請求(クーリングオフ及び中途解約)には快く応じてください。

- * 「商品を使用すると解約できない」などといったクーリングオフ妨害は違法となります。
- * クーリングオフのことを説明なく隠しておくことは、「重要事項の故意の不告知」になります。

4、禁止行為(法律で定められています)は行わないでください。

- * 不実告知・重要事項の故意の不告知・威迫困惑・目的を隠して公衆の出入りしない場所に連れ込んで行う勧誘行為などは禁止行為となります。
- * 「不実告知」→簡単高収入、誰でも稼げる、ガンが治るなど〇〇病が治る、改善するなどの不実な表現。
- * 「重要事項の不告知」→クーリングオフを隠しておくことなど。
- * 「威迫困惑」→帰って欲しいのに居続ける行為、又帰りたいたいと言っているのに帰さない行為など。大声を上げての強引な勧誘や販売行為。
- * その他
毎月の支払が難しい人や、経済力のない人への強引で無理な勧誘や販売
知識・判断力が不足した人の勧誘、高齢者への強引な販売。
〇〇名紹介するだけでいい、後は協力するから毎月の支払の心配は要らないから
「簡単に儲かるから今日中に契約してほしい」などと報酬収入についての
誇大表現やウソを言っただけの勧誘、販売。
名義貸しや他人の名前を勝手に使うこと。
通常必要とする範囲を超えて販売する「過量販売」の禁止。

5、改正特商法

- * 再勧誘の禁止、勧誘を受ける意志の確認が必要となりました。
一度断られた人に対する再勧誘が一定期間禁止され、勧誘を受ける意志があるかどうかの事前の意思確認(努力義務)が必要です。
- * 「必要ありません」という意思表示をされた場合、粘って勧誘すると法律違反となります。
- * 電子メール広告でビジネス勧誘する際には、あらかじめ相手の承諾が必要です。
- * 承諾を得ていない電子メール広告は禁止違反行為になります。
- * 過量販売の禁止。

以上、個人の違法行為でも会社の管理体制が問われ全体に影響しますので
お一人お一人が各人にて厳守して下さい。

薬機法(旧薬事法)
(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律)

1、薬機法違反になる場合

- * 医薬品でしか許されない「効能効果」を言うことは違法です。
また医薬品でしか許されない形や成分、用法用量の表現。
- * 「病気が治る」「症状が改善する」「病気の予防になる」など、病気の治療や予防ができるということも違反となります。
- * 「身体の臓器や器官の調子が良くなる」こと、あるいは「免疫力強化や疲労回復」など機能が強化されるということも違反です。

2、薬機法で気をつけること

- * 説明会などで、病気が治った体験談集を配ったり、成分の機能を調べて配ったり、効能効果を説明した書籍雑誌を使って勧誘する行為。
- * 効能効果が掲載された会報や小冊子、書籍などを使う行為。
- * 新聞に掲載された効能効果の記事、学会発表された資料、メンバーの感謝文や病気が治った体験談集、医師のコメントを集めた自前のアプローチブックを使っての説明や勧誘、販売することも薬機法違反となります。
- * 自分の体験を話すこと。
その人の体験が事実であっても「すべての人に同じ結果が現れるとは考えられない」というのが行政の見解です。
また、説明会場でうかつに話すと過大解釈されて、聞き手に過大な期待を与えることになり、とても危険であるためです。
- * 「1日3回、食後に3錠を」などと、服用時期や服用期間、服用量を明確にすると違反となります。「服用」の表現は薬の用語です。

表現できること

- ◎一箱を約1ヵ月をめやすに召し上がってください。
栄養補給のために1日5粒程を2、3回に分けてお召し上がりください。
- ◎健康維持・栄養補給・美容に関する表現はOK
「毎日の健康生活のために」

3、商品での効能効果を暗示することも違反となります。

- * 中国何千年の！！ 有名な先生、教授、医者が推薦しているなど。
- * ○○に効果のある○○をたっぷり含む」と成分で暗示させること。
「伝承医学で使われてきた○○が主成分」と起源由来を使うことなど。